

# 区民委員会議案説明資料

令和6年2月28日

件名	頁
1 第14号議案 足立区立図書館条例の一部を改正する条例	2
2 第34号議案 足立区住区センター条例の一部を改正する条例	7
3 第35号議案 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
4 第36号議案 足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例	15
5 第37号議案 足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例	19
6 第38号議案 足立区立子育てサロン西新井の指定管理者の指定について	21

(地域のちから推進部)

# 第14号議案説明資料

令和6年2月28日

件名	足立区立図書館条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館
内容	<p><b>1 概要</b> 新たな区立図書館の展開に向けて、足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置するため、本条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 協議会設置の目的</b> （1）外部からの専門的な知見や利用者の視点を取り入れ、図書館の運営を地域に開くこと。 （2）蔵書（選書）や配架のあり方など、中央図書館をはじめとする既存の区立図書館のサービスを向上させること。 （3）図書館の新たな展開として、単に本を借りたり、情報を消費したりする場ではなく、利用者の活動や交流を促進する新たな居場所としての機能を強化すること。 （4）上記（1）から（3）を実施することにより、令和10年1月に開設予定の梅田八丁目複合施設における図書館サービスの充実につなげること。</p> <p><b>3 改正内容</b> 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条に基づき、足立区立図書館に協議会を設置する規定を条例に加えるほか、必要な規定整備を行う。</p> <p><b>4 新旧対照表</b> 別紙1のとおり</p> <p><b>5 組織</b> 協議会は、教育委員会が任命する委員15人以内をもって組織する。 ※ 別途制定する規則に定める構成員に学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者を予定。</p> <p><b>6 任期</b> 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p>

**7 施行年月日**

令和6年4月1日（第3条の改正規定は、公布の日）

**8 今後の方針**

本議案が可決された際には、以下に着手する。

- ① 協議会の運営に必要な足立区立図書館協議会運営規則の制定
- ② 委員報酬および旅費の予算計上（令和6年第1回定例会）
- ③ 協議会委員の選定

## 足立区立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区立図書館条例 昭和44年3月31日条例第10号</p> <p>第1条～第2条（省略）</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に基づき、次の事業を実施する。ただし、東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口（以下「受渡窓口」という。）は、次の事業のうち<u>規則</u>で定める事業を実施するものとする。</p> <p>（1）別表第1に規定する図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供すること。</p> <p>（2）総合的な資料案内及び読書相談</p> <p>（3）読書会、映画会、鑑賞会、資料展示会等の開催</p> <p>（4）他の図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借、情報提供等を行うこと。</p> <p>（5）<u>足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）</u>で定める団体登録をした団体への支援</p> <p>（6）その他図書館の目的達成に必要な付帯事業</p> <p>第4条～第12条（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>○足立区立図書館条例 昭和44年3月31日条例第10号</p> <p>第1条～第2条（現行のとおり）</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に基づき、次の事業を実施する。ただし、東京電機大学内足立区立図書館図書受渡窓口（以下「受渡窓口」という。）は、次の事業のうち<u>足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）</u>で定める事業を実施するものとする。</p> <p>（1）別表第1に規定する図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供すること。</p> <p>（2）総合的な資料案内及び読書相談</p> <p>（3）読書会、映画会、鑑賞会、資料展示会等の開催</p> <p>（4）他の図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借、情報提供等を行うこと。</p> <p>（5）<u>規則</u>で定める団体登録をした団体への支援</p> <p>（6）その他図書館の目的達成に必要な付帯事業</p> <p>第4条～第12条（現行のとおり）</p> <p><u>（図書館協議会）</u></p> <p>第13条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、足立区立中央図書館に<u>足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）</u>を置く。</p> <p>2 協議会は、図書館の運営に関し、足立区立中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕に</p>

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、昭和44年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成11年12月27日条例第45号)</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成18年6月29日条例第57号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成18年10月23日条例第66号)</p> <p>この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の表の改正規定及び第3条中「足立区教育委員会が」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に9条を加える改正規定(第4条(同条第2項ただし書を除く。))及び第5条から第7条までに係る部分に限る。)並びに付則の次に2表を加える改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成20年3月28日条例第26号)</p> <p>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成25年3月28日条例第11号)</p>	<p><u>ついて中央図書館長に意見を述べるものとする。</u></p> <p>3 <u>協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。</u></p> <p>4 <u>委員の定数は、15人以内とする。</u></p> <p>5 <u>委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>6 <u>委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p> <p>7 <u>前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、昭和44年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成11年12月27日条例第45号)</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成18年6月29日条例第57号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成18年10月23日条例第66号)</p> <p>この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の表の改正規定及び第3条中「足立区教育委員会が」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に9条を加える改正規定(第4条(同条第2項ただし書を除く。))及び第5条から第7条までに係る部分に限る。)並びに付則の次に2表を加える改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成20年3月28日条例第26号)</p> <p>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成25年3月28日条例第11号)</p>

改正前	改正後		
<p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。  付 則（平成27年3月18日条例第12号）  この条例は、平成27年4月1日から施行する。  付 則（平成30年3月28日条例第8号）  この条例は、平成30年4月13日から施行する。  付 則（平成30年10月22日条例第56号）  この条例は、公布の日から施行する。  付 則（令和元年10月23日条例第43号）  この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1～2（省略）</p>	<p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。  付 則（平成27年3月18日条例第12号）  この条例は、平成27年4月1日から施行する。  付 則（平成30年3月28日条例第8号）  この条例は、平成30年4月13日から施行する。  付 則（平成30年10月22日条例第56号）  この条例は、公布の日から施行する。  付 則（令和元年10月23日条例第43号）  この条例は、公布の日から施行する。  <u>付 則（令和6年●月●日条例第●号）</u>  <u>（施行期日）</u>  1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、<u>公布の日から施行する。</u>  （足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）  2 <u>足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。</u>  <u>別表教育委員会の部に次のように加える。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 938 2024 983"> <tr> <td data-bbox="1182 938 1621 983">足立区立図書館協議会</td> <td data-bbox="1624 938 2024 983">日額 8,000円</td> </tr> </table> <p>別表第1～2（現行のとおり）</p>	足立区立図書館協議会	日額 8,000円
足立区立図書館協議会	日額 8,000円		

# 第 3 4 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 2 8 日

件 名	足立区住区センター条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課
内 容	<p><b>1 概要</b> 令和 6 年度から学童保育業務を足立区教育委員会へ移管するにあたり、条例内に委任条項の追加等を行うため、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b> (1) 第 1 4 条（事務の委任）を新たに制定 (2) 第 1 4 条関係として、「学童保育室の設備管理に係る委任」項目を別表第 1 に追加</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙 2 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 令和 6 年 4 月 1 日</p> <p><b>5 今度の方針</b> 学童保育室に関する規定について、経過措置を設ける必要があるため、本条例案が可決された場合には、足立区住区センター条例施行規則等の一部改正手続きを行う。</p>

足立区住区センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区住区センター条例 平成2年3月30日条例第8号</p>	<p>○足立区住区センター条例 平成2年3月30日条例第8号</p>
<p>第1条から第13条まで 省略</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条から第13条まで 改正前のおり</p> <p>(事務の委任)</p>
<p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第14条 区長は、この条例（これに基づく規則を含む。）に定める学童保育室に関する事務（このうち設備の維持管理に関する事務については、別表第1に定める学童保育室に係るものに限る。）を足立区教育委員会に委任する。</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>付 則 省略</p> <p>(追加)</p>	<p>付 則 改正前のおり</p> <p>付 則 (令和6年●月●日条例第●号)</p> <p>(施行期日)</p>
	<p>1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 施行日前にこの条例による改正前の足立区住区センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により区長が行った学童保育室に係る処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧条例の規定により区長に対してされた学童保育室に係る申請その他の行為で施行日以後に処理されることとなるものは、それぞれこの条例による改正後の足立区住区センター条例の規定により足立区教育委員会が行った処分その他の行為又は足立区教育委員</p>

改正前	改正後		
別表第1 (全部を改める)	会に対してされた申請その他の行為とみなす。		
	別表第1 (第3条、第14条関係)		
	名称	位置	学童保育室の設備管理に係る委任
	足立区梅島住区センター	足立区梅島二丁目14番5号	
	足立区江北コミュニティセンター	足立区江北二丁目8番2号	
	足立区青井住区センター	足立区青井五丁目11番40-101号	
	足立区中央本町住区センター	足立区中央本町三丁目15番1号	
		足立区中央本町二丁目5番1号	○
	足立区六木住区センター	足立区六木三丁目39番5-101号	
	足立区湊江住区センター	足立区西保木間一丁目2番1-101号	
		足立区西保木間三丁目14番16-101号	
	足立区竹の塚六月住区センター	足立区六月二丁目26番3-101号	
		足立区竹の塚一丁目8番1号	○
	足立区西新井住区センター	足立区西新井一丁目4番17号	
	足立区加賀住区センター	足立区加賀二丁目31番6-101号	
足立区五反野コミュニティセンター	足立区西綾瀬二丁目1番13号 足立区西綾瀬四丁目7番27号	○	

改正前	改正後		
	足立区花保住区センター	足立区東保木間一丁目25番4—101号	
	足立区東和住区センター	足立区東和三丁目12番9号 足立区東和三丁目20番22号	○
	足立区佐野住区センター	足立区佐野二丁目43番5号	
	足立区弘道住区センター	足立区弘道二丁目16番1—101号 足立区弘道一丁目20番8号	○
	足立区島根住区センター	足立区島根四丁目19番1—101号	
	足立区西新井本町住区センター	足立区西新井本町二丁目30番37号	
	足立区扇住区センター	足立区扇一丁目47番38号	
	足立区伊興住区センター	足立区伊興五丁目22番13号 足立区伊興四丁目6番7号	○
	足立区舎人住区センター	足立区舎人一丁目3番26号 足立区舎人一丁目25番32号	○
	足立区南花畑住区センター	足立区南花畑三丁目14番7号	
	足立区保塚住区センター	足立区保塚町7番16号 足立区六町三丁目3番11号	○
	足立区綾瀬住区センター	足立区綾瀬三丁目17番9号	
	足立区千住本町住区センター	足立区千住五丁目6番2号	
	足立区加平住区センター	足立区加平一丁目10番6号	
	足立区栗原北住区センター	足立区栗原四丁目19番15号	
	足立区梅田住区センター	足立区梅田六丁目26番1号 足立区梅田七丁目13番1号	○

改正前	改正後		
	足立区江南住区センター	足立区小台二丁目4番18号	
	足立区興本住区センター	足立区本木東町17番10号	
	足立区鹿浜住区センター	足立区鹿浜六丁目8番1号	
	足立区新田住区センター	足立区新田二丁目2番2号	
	足立区入谷住区センター	足立区舎人六丁目12番4-101号	
		足立区入谷三丁目8番1号	○
	足立区大谷田住区センター	足立区大谷田一丁目1番2-101号	
		足立区大谷田二丁目1番10号	○
	足立区栗島住区センター	足立区中央本町四丁目5番2号	
	足立区長門住区センター	足立区中川二丁目24番2-101号	
		足立区中川四丁目43番4号	
	足立区平野住区センター	足立区平野二丁目2番14号	
		足立区平野三丁目6番3号	○
	足立区大谷田谷中住区センター	足立区大谷田四丁目16番6号	
	足立区東綾瀬住区センター	足立区東綾瀬一丁目28番7号	
		足立区東和一丁目17番12号	○
	足立区千住あずま住区センター	足立区千住東二丁目21番18号	
		足立区千住旭町10番31号	○
	足立区神明住区センター	足立区神明南二丁目6番19号	
		足立区谷中五丁目12番1号	○
	足立区千住河原町住区センター	足立区千住河原町5番12号	
		足立区千住桜木一丁目8番15	○

改正前	改正後		
別表第2（第9条関係） 省略		号	
	足立区西伊興住区センター	足立区西伊興一丁目12番12号	
		足立区伊興二丁目6番1号	○
	足立区本木関原住区センター	足立区関原一丁目21番11号	
	足立区東伊興住区センター	足立区東伊興一丁目5番22号	
		足立区東伊興三丁目23番6号	
	足立区押皿谷住区センター	足立区鹿浜八丁目27番15号	
	足立区花畑住区センター	足立区花畑四丁目16番8号	
	足立区西新井栄町住区センター	足立区西新井栄町三丁目1番	
		6—101号	
	足立区千住柳町住区センター	足立区千住柳町12番5号	
		足立区千住大川町17番1号	○
	足立区桜花住区センター	足立区花畑六丁目4番16号	
		足立区花畑八丁目2番6号	
備考 右欄に丸印の付された位置に存する学童保育室については、第14条の規定によりその設備の維持管理に関する事務を足立区教育委員会に委任するものとする。			
別表第2（第9条関係） 改正なし			

# 第 3 5 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 2 8 日

件 名	<b>足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課
内 容	<p><b>1 概要</b> 令和 6 年度から学童保育業務を足立区教育委員会へ移管するにあたり、条例内に委任条項の追加を行うため、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b> (1) 第 2 2 条（事務の委任）を新たに制定</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙 3 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 令和 6 年 4 月 1 日</p>

## 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月27日条例第60号</p> <p>第1条から第21条省略</p>	<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月27日条例第60号</p> <p>第1条から第21条省略</p> <p><u>(事務の委任)</u></p> <p>第22条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。</p> <p><u>付 則 (令和6年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 施行日前にこの条例による改正前の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により区長が行った行為で現に効力を有するものは、この条例による改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により足立区教育委員会が行った行為とみなす。</p>

# 第 3 6 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 2 8 日

件 名	足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課
内 容	<p><b>1 概要</b> 令和 6 年度から学童保育業務を足立区教育委員会へ移管するにあたり、条例内に委任条項の追加等を行うため、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b> (1) 条文内の「区長」を「教育委員会」へ改正 (2) 第 1 2 条（事務の委任）を新たに制定 (3) 付則内へ「足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」の一部改正内容を追記</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙 4 とおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 令和 6 年 4 月 1 日</p> <p><b>5 今度の方針</b> 学童保育室に関する規定について、条文内の文言改正や経過措置を設ける必要があるため、本条例案が可決された場合には、足立区立学童保育室条例施行規則等の一部改正手続きを行う。</p>

改正前	改正後
<p>○足立区立学童保育室条例 昭和51年 3 月31日 条例第22号</p>	<p>○足立区立学童保育室条例 昭和51年 3 月31日 条例第22号</p>
<p>第 1 条から第 8 条まで 省略</p>	<p>第 1 条から第 8 条まで 省略</p>
<p>(指定管理者選定審査会)</p>	<p>(指定管理者選定審査会)</p>
<p>第 8 条の 2 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を適正に行うため、<u>区長</u>の附属機関として足立区立学童保育室指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	<p>第 8 条の 2 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を適正に行うため、<u>足立区教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）の附属機関として足立区立学童保育室指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>
<p>2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、<u>区長</u>が選定審査に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 8 人以内をもつて組織する。</p>	<p>2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が選定審査に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 8 人以内をもつて組織する。</p>
<p>3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第 9 条及び第 1 0 条 省略</p>	<p>第 9 条及び第 1 0 条 省略</p>
<p>(指定管理者等評価委員会)</p>	<p>(指定管理者等評価委員会)</p>
<p>第11条 指定管理者及び区が行う学童保育室の管理に関する業務が適正に行われているかを評価するため、<u>区長</u>の附属機関として足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。</p>	<p>第11条 指定管理者及び区が行う学童保育室の管理に関する業務が適正に行われているかを評価するため、<u>教育委員会</u>の附属機関として足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。</p>
<p>2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者のうちから、<u>区長</u>が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 8 人以内をもつて組織する。</p>	<p>2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 8 人以内をもつて組織する。</p>
<p>3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事</p>	<p>3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事</p>

改正前	改正後				
<p>項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>項は、規則で定める。</p> <p><u>(事務の委任)</u></p> <p>第12条 区長は、この条例に定める事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>付 則 (令和6年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 施行日前にこの条例による改正前の足立区立学童保育室条例(以下「旧条例」という。)の規定により区長が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧条例の規定により区長に対してされた申請その他の行為で施行日以後に処理されることとなるものは、それぞれこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定により足立区教育委員会が行った処分その他の行為又は足立区教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。</p> <p><u>(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</u></p> <p>3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p><u>別表区長の部足立区立学童保育室指定管理者選定審査会の項及び足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会の項を削り、同表教育委員会の部に次のように加える。</u></p> <table border="1" data-bbox="1184 1305 1957 1442"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1191 1310 1559 1398">足立区立学童保育室指定 管理者選定審査会</td> <td data-bbox="1563 1310 1951 1398">日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 1401 1559 1437">足立区立学童保育室指定</td> <td data-bbox="1563 1401 1951 1437">日額 8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	足立区立学童保育室指定 管理者選定審査会	日額 8,000円	足立区立学童保育室指定	日額 8,000円
足立区立学童保育室指定 管理者選定審査会	日額 8,000円				
足立区立学童保育室指定	日額 8,000円				

改正前	改正後	
別表（第2条関係） 省略	<div data-bbox="1184 169 1960 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <u>管理者等評価委員会</u> </div>	
	別表（第2条関係） 改正なし	

# 第 3 7 号議案説明資料

令和 6 年 2 月 2 8 日

件 名	<b>足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課
内 容	<p><b>1 概要</b> 令和 6 年度から学童保育業務を足立区教育委員会へ移管するにあたり、条例内の文言改正等の必要が生じたため、条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b> (1) 条文内の「区長」を「教育委員会」へ改正 (2) 付則内へ「足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」の一部改正内容を追記</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙 5 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b> 令和 6 年 4 月 1 日</p> <p><b>5 今度の方針</b> 学童保育室に関する規定について、条文内の文言改正を行う必要があるため、本条例案が可決された場合には、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例施行規則等の一部改正手続きを行う。</p>

## 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月27日条例第60号</p> <p>第1条から第21条省略</p>	<p>○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月27日条例第60号</p> <p>第1条から第21条 改正前のおり</p> <p><u>(事務の委任)</u></p> <p>第22条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。</p> <p><u>付 則 (令和6年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 施行日前にこの条例による改正前の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により区長が行った行為で現に効力を有するものは、この条例による改正後の足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により足立区教育委員会が行った行為とみなす。</p>

# 第38号議案説明資料

令和6年2月28日

件名	足立区立子育てサロン西新井の指定管理者の指定について
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課
内容	<p><b>1 概要</b></p> <p>(1) こども未来創造館は令和5年第一回定例会において、次期指定期間として、令和5年度、令和6年度の2年間の指定管理者の指定が議決された(令和7年度から大規模改修を予定していた)。</p> <p>(2) 現在、特命・調査担当課が全庁的に実施中の弁護士による「指定管理者制度に係る協定書等の見直し」の際、「足立区立『子育てサロン西新井』についても、令和5年第一回定例会に指定管理者の指定についての議案を提出すべきであった」との指摘を受けた。</p> <p>以上のことから、改めて「足立区立子育てサロン西新井」の指定管理者の指定についての議案を提出する。</p> <p><b>2 対象施設</b></p> <p>(1) 名称 足立区立子育てサロン西新井</p> <p>(2) 所在地 足立区栗原一丁目3番1号</p> <p><b>3 指定管理料</b></p> <p>令和5年度 12,202,920円</p> <p><b>4 指定の期間</b></p> <p>令和6年3月1日から7年3月31日まで(1年1か月)</p> <p><b>5 指定管理者の候補者</b></p> <p>(1) 事業者名 みらい創造堂</p> <p>(2) 代表団体 ヤオキン商事株式会社</p> <p>(3) 代表者 代表取締役 伊藤 治光</p> <p>(4) 所在地 東京都足立区足立四丁目28番10号</p> <p>(5) 構成団体 株式会社協栄</p> <p><b>6 現在の指定管理者</b></p> <p>「5 指定管理者の候補者」と同じ</p>

## 7 候補者となった理由・ポイント

- (1) P D C Aを月単位で細かく回して業務改善を図るとともに、赤字であった財務状況が黒字化している。
- (2) 企業としての財務状況も良好で、多少のイレギュラーでも耐える基盤があると感じる。

## 8 候補者となった経過

### (1) 公募

令和7年度からギャラクシティの大規模改修を予定していたため、次の指定期間を令和5年度、6年度の2年間としていた。2年間では初期投資や短期の人材確保が必要となる新規事業者の参入が困難であるため、公募によらず現指定管理者を候補とすることの可否を判断するための審査委員会を実施した。

### (2) 財務状況調査の結果

事業者名		財務状況調査結果
<b>みらい創造堂</b>		
代表団体	ヤオキン商事株式会社	A「非常に良好である」
構成団体	株式会社協栄	A「非常に良好である」

※ 共同事業体の場合は、代表団体の調査結果で判断する。

### (3) 選定審査会

ア 開催日 令和4年8月31日(水)

イ 審査項目及び審査結果

「別紙6 ギャラクシティ指定管理者選定審査会選定結果集計表」のとおり。

ウ 委員構成(計6名)

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	【会長】 渡辺千歳	東京未来大学 こども心理学部教授
	酒井雅男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士
区民	高橋佑介	足立区立小学校PTA 連合会元副会長
	四宮淳司	足立区少年団体連合協議会 副会長
区職員	松野美幸	総務部長
	上遠野葉子	子ども家庭部長

(4) 労働条件審査等の結果

社会保険労務士4名による労働条件審査を実施し、合格となった。

【参考】候補者の職員平均勤続年数及び平均給与

ア 平均勤続年数（臨時職員は除く）

事業者名	平均勤続年数 (平成29年)	平均勤続年数 (令和4年)
ヤオキン商事 株式会社	7年7か月	8年7か月
株式会社協栄	9年2か月	12年6か月

イ 平均給与（月額）

事業者名	平均給与 (平成29年参考)	平均給与 (令和4年)
ヤオキン商事 株式会社	管理職 300,143円	管理職 423,000円
	常勤職員 219,482円	常勤職員 225,000円
	非常勤職員 96,672円	短時間労働者 1,094円 (時給)
株式会社協栄	管理職 125,143円	管理職 526,094円
	常勤職員 93,316円	常勤職員 297,944円
	非常勤職員 87,213円	非常勤職員 95,216円
	短時間労働者 973円 (時給)	短時間労働者 1,096円 (時給)

※ 株式会社協栄の平成29年平均給与欄は基本給のみであり、諸手当は含まれていない。令和4年平均給与欄には基本給、諸手当及び賞与が含まれている。

※ 都最低賃金は1,072円（令和4年10月1日時点）、足立区公契約条例における令和4年度労働報酬下限額は1,094円。

※ 上表における時給は事業者の全社分の金額であるが、ギャラクシティ分としては1, 100円（ヤオキン商事）および1, 115円（協栄）であり、都最低賃金、労働報酬下限額ともに基準を超えている。

## 9 添付資料

- 別紙6 ギャラクシティ指定管理者選定審査会選定結果集計表
- 別紙7 令和5年度 ギャラクシティの指定管理に係る収支計画概要書
- 別紙8 指定管理者の候補者の概要
- 別紙9 令和5年度～令和6年度 運営事業計画書

## 10 これまでの経過

年月日	状況
平成25年 4月 1日	■こども未来創造館内に子育てサロン西新井開設 (こども未来創造館全体の一部として指定管理)
平成29年12月22日 (平成29年四定)	■こども未来創造館の指定管理者の指定議案可決 ■西新井文化ホールの指定管理者の指定議案可決 (指定期間は平成30～令和4年度の5年間) (みらい創造堂 代表団体 ヤオキン商事株式会社)
	■子育てサロン条例の制定 (同年12月25日施行) ※ 子育てサロン西新井は、指定管理者の指定の議決を得ていない。 ※ 子育てサロン条例 付則2 (経過措置) 「この条例の施行前に足立区こども未来創造館条例の規定に基づきなされた子育てサロン西新井に係る指定管理者の選定審査及び指定の手続は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。」
令和 5年 3月 1日 (令和 5年一定)	■こども未来創造館の指定管理者の指定議案可決 ■西新井文化ホールの指定管理者の指定議案可決 (指定期間は令和5～6年度の2年間) (みらい創造堂 代表団体 ヤオキン商事株式会社) ※ 子育てサロン西新井は、指定管理者の指定の議決を得ていない。
令和 6年 1月23日	■「指定管理者制度に係る協定書等の見直し」(特命・調査担当課所管)に関する弁護士からの質問により、子育てサロン西新井が指定管理者の指定の議決を得ていないことが判明。

**11 今後の方針**

本議案が可決された際には、引き続き事業者に管理運営業務を継続していただく。

ギャラクシティ指定管理者選定審査会選定結果集計表

項目		審査の着眼点	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	合計点	平均点
施設管理運営実績		適切に施設を管理し、効果的な事業を実施しているか。	3点/5点	3点/5点	4点/5点	3点/5点	4点/5点	4点/5点	21点/30点	3.5点/5点
事業計画	こども未来創造館	子どもたちが楽しみながら体験し、チャレンジ精神を育む場となるか	4点/5点	4点/5点	5点/5点	3点/5点	4点/5点	4点/5点	24点/30点	4点/5点
	西新井文化ホール	区民の文化活動を支援し、様々な文化芸術やエンターテインメントに出会える場となるか	3点/5点	4点/5点	5点/5点	3点/5点	4点/5点	4点/5点	23点/30点	3.8点/5点
組織体制		安定した施設管理ができる人員体制や経営状況であるか	4点/5点	3点/5点	4点/5点	4点/5点	5点/5点	4点/5点	24点/30点	4点/5点

得点率が標準得点率の60%を上回ったため、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することが決定した。

総得点	得点率	結果
92点	76%	合格

※ 標準得点率60%

令和5年度 ギャラクシティ（こども未来創造館・西新井文化ホール）の指定管理に係る  
収支計画概要書

1 収入

(単位：千円)

項目	科目	金額	備考
管理委託料	管理運営費	573,066	
その他収入	事業収入	25,000	
収入計 (A)		598,066	

2 支出

(単位：千円)

項目	科目	金額	備考
人件費	統括責任者 (6,500)	272,685	
	副責任者 (2名) (9,515)		
	施設維持保全責任者 (5,075)		
	正規職員 (39名) (148,410)		
	臨時職員 (69名) (103,185)		
事務費	事業費 (107,455)	171,870	賃借料、保険料他
	広告費 (21,000)		
	その他経費 (43,415)		
管理維持費	施設管理経費 (68,556)	153,511	
	光熱水費 (72,564)		
	小破修繕費 (12,391)		
支出計 (B)		598,066	
収支 = (A) - (B)		0	

指定管理者の候補者の概要  
こども未来創造館・西新井文化ホール

団体名（代表）	ヤオキン商事株式会社（代表取締役 伊藤 治光）
① 主たる事務所の所在地	東京都足立区足立四丁目28番10号
② 年月日	昭和27年11月
③ 現在の資本金	3,000万円
④ 役員名簿	代表取締役 伊藤 治光
⑤ 事業概要	<p>■自動車の修理・整備・損害保険販売 自動車の修理・整備・钣金、民間車検場、新車・中古車の販売、リース、レンタカー損害保険販売、特殊車両の製造販売</p> <p>■指定管理者事業、委託業務事業 公共施設の総合管理運営、学校用務、施設内警備、建築物空気環境測定業務、清掃業務、イベント企画・運営</p> <p>■住宅設備（リフォーム）工事・ショールーム運営 キッチン・浴槽のリフォーム、冷暖房器具の売工、太陽光パネル・IH製品の販売施工</p> <p>■エネルギー・燃料関連事業 環境防災型セルフガソリンスタンド事業、家庭用燃料（LPガス・灯油）の販売、太陽光発電事業</p> <p>■不動産事業</p>
⑥ 区内における指定管理の実績	<p>梅田地域学習センター、梅田体育館、梅田図書館 生涯学習センター 舎人地域学習センター、舎人図書館 竹の塚地域学習センター、竹の塚図書館 中央本町地域学習センター、中央本町体育館、やよい図書館 鹿浜地域学習センター、鹿浜体育館、鹿浜図書館 平野運動場</p>
⑦ 他自治体における指定管理の実績	上戸田地域交流センター、戸田市立図書館上戸田分室、狭山台図書館、相模原市立東林ふれあいセンター

指定管理者の候補者の概要  
こども未来創造館・西新井文化ホール

団体名（構成）	株式会社協栄（代表取締役 山田 賢治）
① 主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋牡蠣殻町2丁目13番9号
② 年月日	昭和39年5月
③ 現在の資本金	9,750万円
④ 役員名簿	代表取締役 山田 賢治
⑤ 事業概要	<p>■建物総合管理業務 官公庁、民間の建物設備管理 事務施設、スポーツ施設、文化施設、教育関連施設、医療関連施設等の清掃・警備</p> <p>■イベント・施設運営管理業務 イベント企画・運営 体育館、プール、競技場、野球場等スポーツ施設管理・運営 美術館・ミュージアム管理 ホール、展示場、劇場の運営サービス</p> <p>■PPP（官民連携事業） 文教施設、レクリエーション・スポーツ施設、複合施設等の指定管理者事業 スポーツ施設、美術館・ミュージアム、ホール等のPFI事業</p>
⑥ 区内における指定管理の実績	なし
⑦ 他自治体における指定管理者等の実績	<p>国立代々木競技場、ハイパフォーマンススポーツセンター、東京国際フォーラム、ベルーナドーム、ぴあアリーナMM、お茶と宇治のまち歴史公園茶づな、カヌー・スラロームセンター、萩中公園水泳場、新横浜公園（日産スタジアム）、フジテレビ本社ビル球体展望室、フジテレビ湾岸スタジオ、東京都現代美術館、三菱一号館美術館、彩の国さいたま芸術劇場、さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場、上尾市健康プラザわくわくランド、上尾市戸崎公園パークゴルフ場、柏市スポーツ施設、鎌ヶ谷市スポーツ施設、白井市民プール、学校法人東邦大学大森キャンパス、中央大学法学部多摩校舎、日本大学芸術学部江古田校舎、藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニス場 他</p>

## 令和5年度～令和6年度 運営事業計画書

指定管理者 所在地 足立区足立4-28-10  
 団体名 みらい創造堂  
 代表者氏名 伊藤治光 ㊞

## 1 令和5年度事業計画

(1) 令和5年度に、御社が特に力を入れて取り組みたいと考えることも未来創造館事業について、具体的に記述してください。

「体験」から「協創」へ。

未来ある子どもたちの成長支援をさらに強化していくために、これまでの重点事業をさらに進化・発展させていく。子ども自らが考える発想やプログラムの取り込み、地域の方の知恵や経験を吸収しながら、地域全体で子どもたちの成長を押し上げていく協創スキームを確立していく。

**今年の「おしごとらんど」は足立区愛が芽生えます！**

- ◆事業名：「キャリアチャレンジ in 足立」
- ◆内容：東京商工会議所足立支部設立50周年記念事業として、足立区の企業が、足立区の子どもたちのために夢を描くお手伝いをする。おしごと体験スペシャル足立区企業編。J:COM 足立との共催企画。
- ◆効果：将来の社会人としての基盤づくりを形成していく。子どもたちに足立区への愛着心が醸成される。



**まるちたいけんドームの最新技術を活かすのは皆様のアイデアです！**

- ◆事業名：「区民プロデュースによる映像制作体験」
- ◆内容：区内の小中学生、ボランティアスタッフ、協力者、まるちたいけんドームスタッフが一体となって地域の方（区民）にお見せできるプログラムを制作する。企画・構成から、映像制作、ナレーション作成、録音、編集、仕上げまでをスタッフとして協働する。
- ◆効果：本番で作る作品の制作を通して、参加者（小中学生）に、世代横断のチームで活動することを通じて、社会の一員である自覚と自信をもってもらおう。



「こどものために」から「こどもとともに」進化する「こども」！

- ◆事業名：「こどもみーていんぐ」
- ◆内 容：令和4年度末に実施される「こどもみーていんぐ（こども）」メンバーによる足立の未来を語る「こども総会」で決まった事を実現していく年にする。用意されたプログラムだけでなく、自ら考えた新企画やプログラム作りに果敢に挑戦していく。
- ◆効 果：こどもたちを主体的におき、アイデアを具現化する過程で、個性や可能性を引き伸ばしていく。



(2) 令和5年度について、御社が取り組みたいと考える西新井文化ホール事業の内容を具体的に記述してください。(複数可)

「成長した自分を、みんなに大公開だ！」

こどもたちの好奇心が自らの学びや発見に変わり、その成果を発表することで、自己発信力を高めたり、自信を深めていく。体験プログラムの拡充を図り、こどもたちをキラキラ輝かせる場をプロデュースしていく。

「大ひょうげん」新プログラム アーティストコラボ企画 登場！

- ◆事業名：「ザ・グレイテスト・エンターテインメントショー アイドル体験」
- ◆内 容：事前ワークショップを経て、一流アーティストとコラボする夢の饗宴企画。アイドルは人気のハロー！プロジェクトを予定。
- ◆効 果：舞台経験を積む事で、自己表現力や発信力を向上させていく。ギャラクシティオリジナルコンテンツとしてのブランド力向上。



## さらなる広がりを見せる「第2回音楽の日」

- ◆事業名：「音楽の日」「音楽の日 ～ストリートピアノフェスティバル～」
- ◆内容：音楽の日では、全館各場所（スペース）で多様な音（音楽）が流れており、実際にその楽器に触れていただける機会を用意。和楽器、洋楽器の他、世界の楽器シリーズも用意する。ステージでは、プロピアニストによる伴奏にあわせてアンサンブル体験も実施。  
足立区各所でストリートピアノのアウトリーチを実施。アリオ西新井や西新井大師、各地域学習センター等、各小学校など（予定）。各地で予選を実施し、23年8月開催予定のギャラクシティストリートピアノフェスに出演し、人気youtuberと饗宴していただく。出演者予定者は、けいちゃん、ハラミちゃん、ジェイコブ・コーラー他。
- ◆効果：足立区におけるストリートピアノ文化の拡大。動画プレミア配信等によるギャラクシティの広域PRを実現。



## 「JAPAN FESTA 2024」の主役は、豪華でかわいいこどもたちです！

- ◆事業名：「主演 市川ぼたんによるギャラクシティ歌舞伎 第4弾」
- ◆内容：これまで積み上げてきた舞踊、殺陣、台詞部門に加えて、鳴り物（楽器）を追加してさらに厚みをつけていき、こども歌舞伎として、ステージでお披露目する。講師陣は引き続き、成田屋一門の現役歌舞伎俳優陣に依頼。主演として市川ぼたんを配し（予定）、ギャラクキッズが盛り上げていく。
- ◆効果：次世代への伝統文化の振興と継承。世襲制では無いことを知り、好奇心を高め、より目標を持って活発化していく。



## 2 令和6年度事業計画

- (1) 令和6年度に、御社が特に力を入れて取り組みたいと考えることも未来創造館事業について、具体的に記述してください。

ギャラクシティ30周年を祈念して、これまでの歩みを振り返り、感謝の意を込め、年間をとおして毎月感謝祭を実施する。年度末には大感謝を開催して締めくくる。竹の塚にプラネタリウムが設立されて50周年という節目でもあり、全館を上げた一大イベントとして実施し、リニューアル後の期待感を醸成する。

### ギャラクシティ設立30年イベントは感謝の集大成！

- ◆事業名：「ギャラクシティ30周年感謝祭」
- ◆内容：過去人気コンテンツや人気公演なども取り混ぜながら、既存人気プログラムを中心に毎月テーマを掲げて感謝イベントを実施。過去の写真などの一般公募も実施し、30年の歩みを振り返る。

第一弾「大ひょうげん 感謝祭スペシャル」

第二弾「音楽の日 感謝祭スペシャル」

第三弾「JAPAN FESTA 感謝祭スペシャル」

第四弾「プラネタリウム上映番組 感謝祭スペシャル」

第五弾「人気投票コンテンツ 感謝祭スペシャル」

他

ファイナル「年度末 大感謝祭」

- ◆効果：年間開催として広報していき、来場意欲を持って来館していただくことで、リニューアル後の期待感を膨らませていただく。



(2) 令和6年度について、御社が取り組みたいと考える西新井文化ホール事業の内容を具体的に記述してください。(複数可)

ギャラクシティ30周年記念イベントの一環として、これまで西新井文化ホールで活動してきた団体や個人の方に結集していただき、地域の方に感謝の意を込めて、活動の成果をお披露目する機会を設け、リニューアル後の再会を約束する。

#### 西新井文化ホールをこよなく愛する人たちによる渾身の7日間

◆事業名：「ギャラクシティ30周年 音楽の日スペシャル7DAYS」

◆内 容：支援団体の足立シティオーケストラ、足立吹奏楽団、足立区民合唱団、歓喜の演、ブリランテ、音楽コンクールの他、東京藝大、地元小中学校生の方にお声掛けし、ご協力のもとに体験教室の実施や演奏をとおして、地域の方との交流を図る。

目玉企画として、下記3点のコンテンツを企画予定。

「地域の方が望む文化ホールで公演して欲しいアーティストを呼ぶ企画」(予算上限あり)

「ピアノ系人気 youtuber との連弾企画」

「ザ・カラオケバトル at 西新井文化ホール」

など話題性があり、集客力のある企画を取り込み、来館者への日頃のご愛顧に感謝し楽しんでいただく。

◆効 果：支援団体等の横断的なつながりの醸成と深耕によって、足立区における今後の音楽活動振興の礎となる。同時に西新井文化ホールのエンターテインメント性を発揮して、新生文化ホールの未来像を期待していただく。

